

第27回 経過的加算について

1. 65歳からの年金では定額部分に相当するものは老齢基礎年金として支給されます。

60歳～64歳	65歳～
報酬比例部分	老齢厚生年金
定額部分	経過的加算額
	老齢基礎年金

老齢基礎年金は20歳以上60歳未満の40年間の加入期間が対象です。一方、定額部分は20歳から60歳までという縛りはありません。

2. 自衛官は、20歳前に入隊した人、60歳以降も就業した人、大学卒業後に入隊した人など様々なタイプに分かれます。現在40歳台後半の世代の人は20歳になっても学生の間は国民年金加入の義務はありませんでした。

3. 定額部分と老齢基礎年金額（R2年度）

定額部分：1,630円×年金加入月数

老齢基礎年金：781,700円×国民年金保険料

納付済月数÷480（40年間加入）

当分の間は老齢基礎年金の額より定額部分の額のほうが多いため、65歳以降の老齢厚生年金には定額部分から老齢基礎年金を引いた額が加算されます。

4. これを経過的加算といい、20歳以前及び60歳からのカラの年金額が保障されることとなります。

自衛隊OBの方の年金は、入隊時期、退職後の就業状況により年金額の差が鮮明になっています。

消費生活アドバイザー OB 木暮晃治

第28回 年金の繰下受給について

第19回では、現行の年金の繰上・繰下受給について紹介しました。また、23回では「知っておきたい年金の話」として、平均寿命、平均余命について紹介しました。2020年5月年金制度改正法が成立、令和4年以降施行されます。その1つに年金受給開始時期を75歳（上限）とし増加率を1ヶ月あたりプラス0.7%（最大84%）とする改正が令和4年4月から施行されます。1952年4月2日以降に生まれた者が対象です。

■ 繰下受給を政府簡易生命表／男（令和元年）から分析します。

65歳から受給した場合と70歳に繰下受給した場合の累計額が同額になる年齢は：82歳で同額、75歳に繰下受給の場合：87歳で同額となります。

◎計算の一例 数字は生命表から

65歳の生存数：89,637人（A）

87歳の生存数：39,687人（B）

65歳の男性のうち、87歳の誕生日を迎える人の割合は $39,687/89,637 = 0.44$ （44%）と計算されます

■ 生命表から計算すると

◆ 65歳の男性のうち82歳の生存率は65%で、多くの者が生存しています。

◆ 87歳の生存率は44%で、56%の者がなくなっています。

■ 繰下受給した場合のデメリット

▶ 増加年金の受給により支払う税金、社会保険料などが増加します。

▶ 妻への加給年金、遺族年金、障害年金などへの影響があります。

消費生活アドバイザー OB 木暮晃治